

鳥取県告示第509号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年9月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月17日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つなで
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小谷 博司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町丸山198-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の町民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。